

水産委員会 議 録 第二十五号

昭和二十五年三月二十七日(月曜日)
午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 石原 圓吉君
理事 川村 善八郎君 理事 鈴木 善幸君
理事 夏堀 源三郎君 理事 平井 義一君
理事 佐竹 新市君 理事 林 好次君
理事 中西 伊之助君

小高 嘉郎君 川端 佳夫君
田口 長治郎君 田淵 光一君
玉置 信一君 富永 格五郎君
福田 喜東君 岡田 勢一君

委員外の出席者
農林事務官(水産行政部長) 松任谷 健太郎君
農林事務官(水産行政部長) 曾根 徹君
農林事務官(水産行政部長) 曾根 徹君
同組合課長 齋藤 一郎君
専門員 齋藤 一郎君

本日の会議に付した事件

水産業協同組合法の一部を改正する
法律案(内閣提出第二二〇号)

○石原委員長 これより会議を開きます。

まず水産業協同組合法の一部を改正する法律案、内閣提出第二二〇号を議題として、前会に引き続き質疑を行います。水産行政部長松任谷健太郎君、協同組合法委員長曾根徹君、遠洋漁業課長崎順三郎君が出席であります。質疑を願います。

○林(好)委員 この協同組合法の一部改正の問題の第一の問題でございますが、この法人加入の問題で、この法人は准会員にすることでありまして、

が、私の考えでは、これは准会員でなく、当然正会員に認めてよろしいものでなからうかという見解を持つておるわけでありまして、この法人の代表者が会員になるわけでありまして、ことばに法人の代表者といえども、実際にいけば法人格を認めた、漁村の指導に推進力を持った代表者があるべきはずであります。法人加入を認める以上は、当然正会員に認むべきでなからうか、かように考えますことが一点と、先般の御説明では、加工業者は使用人を四十名以下のものを加入を認めるという御説明であつたように承つておりますが、四十名ではあまり少ないのではないかと、例をあげて申し上げますならば、私どもの方面のちくわ工場の一加工場でも四十名以上の使用人を使つておるのであります。それらの工場は当然協同組合に加入すべきでござらう。かように考えるのでありまして、この点について当局の考え方を伺ひする次第であります。

○松任谷説明員 御質問の二点について簡単に答え申し上げます。第一点の、法人加入を認める以上は、准会員とせず正組合員とすべきであるという御質問でございますが、この点は、お話のように実質的には、この程度の規模の法人であります。個人企業と何らかのつながりがあるという点で認められるのであります。改正の趣旨もそういう個人に匹敵するよう法人というものの性質をとらえて、この規模の制限を行つておるのでござい

まして、その意味は、要するに協同組合といふものが、個人々々の漁民を中心とする協同体でありまして、法人といふたような規模なり、あるいは経営運営につきまして、相当大きくなり得るものを無制限に認めると、協同組合の本質上いささか弊害があるといふような点なのでございまして、従いまゝして、あくまで法人加入を制限的に認めるという趣旨は、個人経営に準ずるような規模にとどめて参りたいと思つておるものでございまして、なおこれらの法人をもちまして正組合員にするということになりますと、御承知のように、これは理論的な建前かもしれませんが、法人だけの協同組合といふものもつくり得るような形にもなります。またかたがた法人のいろいろの性質によりまして、ある場合におきましては、資本的な企業的な運営なり、あるいは組織的な力が、協同組合のまづぐに進むべき方向を曲げる場合もあり得るというふうな意味合いで、議決権、選挙権を制限した准組合員にとどめたという趣旨なのでございまして。

第二点の加工の協同組合につきましまして、四十名程度の制限をいたした理由は、大体四十名の加工組合の組合員でございまして、現在のところほとんど九割程度が救われてしまつて、その実情に即してございまして、その程度の制限でしたらば、実情に即した運営ができるのでなからうかといふふうな考えでございまして、

○玉置(信)委員 ただいま林委員から

の御質問の点に関連いたしまして、私当局の所見をただしたいと思ひます。法人が正会員に加入の場合に弊害をかもすといふ点につきましては、私も一応その見解を述べたことはありますが、法人が正会員として加入する場合に、その会社の代表者の一人を正会員として入れることになれば、別に弊害はないのではないかと申すのであります。これに對する重ねての御意見を伺ひします。

次に、林委員からちくわ工場の例をとつて質問された点に對してであります。ちくわ工場のごときは年中やつておるといふ工場が少いのでありまして、年中やつておるといふ工場はごく小規模でありまして、小さい規模を大きくして経営をしておるのは、季節的に工場を動かして、その従業員といふものは六十名から八十名くらいを使つておると、私みずから体験からいたしまして想像できるわけでありまして、この季節的に比較的大きな工場を動かして、その数は相当の数があるのでございまして、これは林委員の申されるように、当然正会員として加工組合に加入せしむべきではないかと思ひます。この点に對する御意見を伺つて次の質問に移りたいと思ひます。

○林(好)委員 先ほどの漁政部長の御答弁によりますと、結局大企業法人加入といふことが非常に心配されておるが、もちろん法的に大企業の法人は制約を受けているわけでありまして、けれども、私どもが申し上げますの

は、大体個人経営に準ずるようなものを加入するのには、当然正会員にすべきではなからうかということ、また理論的に申し上げますと、法人ばかりで協同組合をつくるのではなからうかといふような御心配もあるようでありまして、そういうことは御心配にすぎないのであります。実際法人だけで協同組合をつくるというようなことは、全然あり得ないと思はれておるものであります。この個人経営に準ずる法人加入は、ぜひ正会員に認めてやるように御修正をいただきたいと思ひます。さらに玉置委員からも今お話がありましたように、加工業におきましても、従業員四十名の範囲では、どうしても入れない工場が相当あると思ひます。漁政部長の御説明からいたしますと、大体九十パーセントは組合に入れるという御見解のようでありまして、が、北海道の現実の問題から参りますと、おそらく四十名でおさえたので、相当入れない工場があるといふぐあいに考へておるのでありまして、少くとも六十名くらいに御修正を願ひたいと考へるものでありますので、あわせて御答弁を願ひます。

○松任谷説明員 加工組合の四十名の制限につきましては、両委員の方から御質問がありました。四十人と申しますのは、當時の雇用者が四十人である、という意味でありまして、季節的に非常に忙しい時期や、取扱数量が多い時期に臨時に使用する、臨時雇ひといふものは、この基準には入らない

のでございまして、常時四十人を雇用するといふもののがこれに該当するのでございします。従いまして玉置委員からお話の、臨時的に雇うといふような状態でございしますれば、これに該当しないということで御了承願ひたいと思ひます。なおこの四十人が適當であるかどうかといふような問題につきましては、議論があるとは思ひうのでございしますが、おれ／＼の方の調査によりまして、大体九十パーセント程度を救済するといふようなことによりまして、法人加入による弊害があり得るような大規模なものが参加しないといふような点が防げるのではなからうかといふことを、実は考えたのでございします。それから法人加入の場合におきまして、法人加入を申しましたも、代表者が一人入るからよいのではないかといふようなお話でございします。この点は代表者が入るという場合と、その代表者が個人の資格において漁業をやつておつて、漁業者であるという立場において入る場合と違つて参るわけでありまして、たといいかなる規模の代表者といへども、自分自身で漁業を個人的に経営しておるといふような場合には、協同組合の組合員として、その個人の企業の立場において入るといふことになるわけでありまして、それと違つて法人を代表して入るといふことになりまして、法人そのものが加入して、法人の漁業経営といふものが実体になりまして、協同組合の事業を利用する、あるいは総会に出て法人の代表として発言することになりますので、その点はたといふ法人加入において、代表者一人が入るといふことに相なりまして、法人が加入するこ

と実態が異なりませんので、この点はいやしくも法人の加入の規模制限をいたします以上は、同様の趣旨で取扱つて参りたい、かように存する次第でございします。

○玉置(信)委員 法人加入の点について重ねて伺ひたいしますが、結論から申しますと、発言権の問題ではないか、こう考えるわけでありまして、協同組合における役員会であるとか、あるいは総会等において、その代表が入ることによつて、従業員全体の発言権があるといふことになりまして、協同組合の施設利用であるとか、その他運営に對して会社の代表者が入るといふきわめて強いものが現われて来るおそれがあるものであります。しかし会社代表という特定の一人が發言するのでありますすれば、かりにその代表が役員になつたとしましても、その総会の空気を左右するとか、役員会の空気をドスするといふおそれはないと思ひますのであります。その根本的な考え方について御説明を願ひたいと思ひます。

○松任谷(義)委員 お話のように、たとへば正組合員として、いずれの規模の法人が入り得るといたしまして、議決権は組合の運営原則をいたしまして、一個であるといふ建前で、發言権は通常の個人の組合と同じであると思ひますのでございします。ただ質的に検討をいたしますと、やはり法人については、本質から申しまして、その法人の資性の性質でありますとか、あるいは組織の連絡関係でありますとか、いろいろと背後に持つ力の問題が問題になり得るわけではございします。おれ／＼といひましては、さういつたい／＼の弊害が出て参ることを心配しておきま

すので、一応法人加入が行われましても、准組合員として取扱ひたい、かういふ意味でございします。

○玉置(信)委員 法人加入の、ただいまの御説明と對照的な問題をここに申し上げて、重ねて所見をお伺ひしたいと思ひます。漁業協同組合の會員の資格は、三十日から九十日間業務に従事した者は正會員とみなすといふことになつておるわけでありまして、私はむしろ法人加入の弊害の問題を検討するときは、この三十日ないし九十日に従事した者は正會員として取扱うといふことの方が弊害が多いのではないか、かように考えるのであります。この点に關して伺ひたいと思ひます。

○松任谷(義)委員 ただいまの御質問は、要するに組合員の現在の資格が、法律上三十日ないし九十日以上漁業に従事しておる漁民であれば、正組合員たり得るといふことからいたしまして、単なる専業者でないしうとが入り込んで、非漁民的な組合運営をやつて行く弊害がないかという御質問と感ぜられるのであります。この点につきましても、いろいろと各地で問題があるわけではございします。法律の意味するところは、なるべく、漁業に従事してゐる個々の漁民を協同組合の利益に均霑せしめたいという趣旨から、この資格の限度を下げたのでございします。具體的な問題といたしましては、いろいろと地方によりまして、三十日といつたことでは何ら漁業をしなくても組合員になれるのではないかと、いふところから、この資格の條件を引上げてほしいといふ要望もございしますので、

われ／＼といたしましては、この点について検討をしておるのでございします。

○玉置(信)委員 ただいまの御質問によりまして、漁業に従事する期間の引上げを考慮しておられるということでありまして、私はその点について最後に所見をお伺ひしたいと思つておつたわけでありまして、現実の問題として、北海道における所謂短期漁業従事者を正會員とする弊害といふものは、相當大きなものと思ひます。この点については、かつて漁業法審議の際にも、いろいろ実例を示して、各委員からもそれ／＼の立場から質疑をかわされた点でございします。で、私は早速に従事する日数と言いますか、期日の引上げをするように法律の改正を要する次第であります。

次に協同組合法に關連いたしまして伺ひたいことは、全国漁業協同組合連合会組織の点でございします。今日の経済情勢のもとにおきまして、御承知のごとく、協同組合が非常に分散されております關係上、そこに同一の漁業運営をなし得るためには、どうしても全国漁業協同組合連合会といふものが必要であると、私は考えておるわけでありまして、これに對して当局はいかようにお考えになりますか、この点をお尋ねいたします。

○松任谷(義)委員 お話のように、全国の連合会組織の必要性は、われ／＼としても十分認めておるのでございします。ただしかしながら、この問題は技術的な主張というよりも、むしろ全国の単位の漁業協同組合が、下から盛り上げた力によりまして、その事業運営の必要性を強調し、あるいは組織の必要

性を強調しまして、現実はこの全国の漁業協同組合連合会は上からつくられたものではないといふ実を示すことによつて、打開するべき問題であると考えるのでございします。この問題につきましては、われ／＼の力が足りないことにしましては、はなはだ申訳ないと思ひますのでございしますが、實際はさういふ形においてつくられれば、ある程度認められるといふことではなからうかと思ひますので、将来われ／＼として、も、さういつた方法において、この実現に努力をして参りたいと思ひます。

○林(好)委員 もう一回、第一の問題について伺ひたいと思ひます。御承知のように、鮮魚は全面的に統制がはされたわけでありまして、統制の解除後におきましては、今後集出荷の面が非常に重大な問題であると思ひます。すなわち協同組合が集出荷事業をやらないといふことになりますれば、まづたぐ骨抜きになりまして、また経済的にも組合がほとんど持つて行けないような状況にあると思ひますのであります。しかしながら、この場合、法人加入を正會員に認めません場合におきましては、はたして協同組合を一本にして、一元化して、集出荷事業が行えるかどうかといふことを、私は非常に杞憂しておるのであります。現在私がおります網走市におきましても、さういふ情勢が起きているのであります。私も、個人経営に準ずるような小さな会社は、当然正會員に認めて、さうして協同組合がこの集出荷事業といふものを、組合の完全な育

成、発達はしない、かように考えておるものであります。水産庁におきましては、この点についていかなるお考えをお持ちになつておりますか、お伺いしたいと思ひます。

○松任谷説明員 お話の点はあると思ひます。水産協同組合と申しましても、地区の協同組合あり、業種の協同組合あり、あるいは加工の協同組合あり、それと、態様が異なるのであります。その一つ一つについていろいろ検討してみますと、むしろ中には法人といつたようなものも全面的に加入させまして、それによつて強力な組織をつくり、強力な運営を行うといふことを、自主的にやらせることが必要であるような感じもいたすのであります。協同組合の実態から申しまして、あまり統制的な、指導的な事業といつたようなことを重点にするといふことも、不可能な現状でございますし、それからまた、法人加入といふものを全面的に認めます場合におきましては、先ほど御説明申し上げましたような弊害も生ずるおそれがあるといふことでございます。われわれといたしましては、統制撤廃といつたような後における協同組合の集出荷事業の強化関係といふことにつきまして、組合員になり得ない法人の漁業者の方々ににつきましては、協同組合を中心とする事業によりまして、員外利用といふような形で、この協同組合の集出荷態勢を盛り立てていただくといふようなことを期待しておる次第でございます。

○川端委員 私は今林委員からのお話のような協同組合に法人を正会員とし

ての加入の問題について内水面の増殖事業の立場から伺つてみたいのであります。御承知のように内水面関係の事業におきましては、そう大きな人員を擁するといふような性質のもの、現在の段階においてはそういうふうになり得ないといふような形のものでございします。私たちもその事業に關係をいたしておりますが、四十名の制限でも、これを越すような場合は、むしろ将来においても少ないのではないかと、いろいろな感じを持つております。また本場の静岡あたりにおける実情を見ましても、法人が中に入つて、そうしてそういう小さな法人がその協同組合の力になつて行かなければ、協同組合といふものは発展して行かないといふような現状でございます。もつと掘り下げ申し上げますと、私は静岡の大井川の川下で大きな養魚地帯のあるところで事業をやつておりますが、そこでは、実際問題として個人の企業はございません。この所であるいは小さな池を一池くらい持つてみようかといふようなところでございますが、これはちよつとおかしいのですが、すでに協同組合はできているのです。ところが実際問題として、協同組合の運営に直接携わつて行くものは、実は事業をやつてやつたことのある人であつて、現在やつておられない。しかも資金の關係が、一池、二池を使うにしても資金がかさむために、法人の形で事業を始めていこうといふような現状なのであります。こういうふうな内水面の実態から見まして、どうしても協同組合に法人の代表個人の参加くらいは認めなければ、協同組合は成育し得ないのじやないかといふような感じを持つてい

るのであります。またたいたままでのお話と多少区域の違う面でもあつて、特殊の形のものでありますから、この点について、もう一点法人を正会員にし得るかどうか、内水面関係の扱いにおいてはどうであるかといふ点を、確かめておきたいと思ひます。

○松任谷説明員 御質問の点は二点あると思ひます。第一は、内水面の地区協同組合の組合員として法人の加入がどの程度認められるかといふ点と、第二点は、内水面関係の加工業者、その加工組合の組合員としての法人はどうであるかといふ点であると思ひます。

第一点の、漁業関係の地区の協同組合の組合員でありますれば、ここに提案をいたしました三百人、三百トンという制限が、同一に適用されるわけでございます。お話をうたうような点は解消されるのではなくかといふことを考へていられるのであります。

第二点の、内水面関係の加工業者が法人であつたような場合、それが内水面関係の加工組合としてどの程度規模では、少な過ぎるというようなお話に關しましては、先ほど御説明申し上げました通り、四十人という加工の法人組織で、大体カバーできるというふうに考へていられるわけでございます。なお第三点といたしまして、運営に参加する、すなわち選挙権を持たすべきであるという御主張に對しましては、これも先ほど御説明した理由以外にはないのでございます。正組合員として取扱うことが、一般的に申しまして、弊害のある場合を起すといふおそれがございしますので、一応准組

合員として取扱うということにいたしました次第でございます。

○鈴木委員 漁業協同組合の連合会の問題を審議いたします参考といたしまして、農協協同組合の連合組織の面について、御当局から農協協同組合連合会組織の内容を承りまして、彼れこれを検討いたしてみたいと思ひます。政府はこのたび農協協同組合法の一部を改正する法律案を提出されまして、農協協同組合連合会組織の業務の整理をいたしておるのであります。この機会に農協協同組合と水産協同組合との連合組織の比較検討について、御当局の御説明を承りたいと存じます。

○松任谷説明員 農協協同組合の連合会組織につきましては、お話のように、当初から全国的な連合会が認められておるのでございますが、ただその組織の概要といたしまして、当初信用、販売、購買、利用、指導その他七つの連合会程度を認められたのであります。すなわち昔の全国農協会當時のような、全部の事業を一括してやるといつたような事業はやりませんし、また信用と事業といつたような二本建の關係もないのであります。従いまして連合会が非常に区々にわかれて、事業が更に細分化されたといふような關係からいたしまして、連合会の事業運営の面から申しまして、なか／＼経営が成り立ちにくくなつて参つたといふような弊害等も出て参つたので、今度国会に提案されました改正案によりまして、全国的な連合会といたしましては信用、購買、販売、指導といつたような四本建を予想し、果単位におきましては信用、経済、指導といつたよ

うな三本建を予想いたしまして法案が提出されておるのであります。

○鈴木委員 ただいまの御説明で、果単位におきましては信用、指導、購買といふぐあいに、農協協同組合連合会の場合は三つにわかれておる。全国的な連合会としては信用、連、販、指導の四つにわかれておる。このことではあります。そこでこれとの関連において、水産協同組合の連合組織の規模の制限の問題をお尋ねしたいのであります。同じ占領政策のもとにおきまして、同じ協同組合の組織法であるこの農協協同組合と水産協同組合とにおきまして、取扱いが二つに相なつておるということにつきまして、私どもどういたしまして理解に苦しむ点が多いのであります。昨日の御当局の説明では、全国的な指導連合会、販売組合連合会あるいは購買組合連合会といふようなものについて、下から盛り上げる機運がまだ造成されてないから、水産協同組合の場合にはこれを立法化する段階にないといふ御説明があつたのであります。農協協同組合の場合におきましては、先から水産協同組合と比較して、画然とこれを区別するようなくあいに、すでに下から盛り上げる機運が造成されておつて、このような立法措置が講ぜられておるものとわれわれは考へられたい。今部長の御説明のように、農協協同組合連合会の場合には、立法の当初から七つの全国的な連合会が認められておつたのであります。私どもはこれらのお話を考へまして、水産協同組合の中に現実的に全国漁村経済協議会のように指導事業については全国的な連合会をつくるべしといふ機

運が盛り上つておつて、協会なるところの連絡網を今つくつて、そこで緊密に連絡をはかつておる。また販賣事業の面におきましては昨日も申し上げましたように、果漁通関係においては、すでに統制撤廃に對処するために、連合組織の販賣事業をせむつくりたい。ただそれが法的に認められないために、やむを得ず全社組織をとらざるを得ないという機運が盛り上つております。こういう情勢下におきまして、農業団体においては四つの全国的な連合会を認めながら、水産業団体においては、機運がすでに造成されつつあるにかかわらず、何ゆゑに全国的なこの連合会の組織を認めないものであるか。占領政策が二つあつて、それによつて農業協同組合と漁業協同組合の場合に違ふところでありまして別であるが、一つの占領政策から発するこれらの協同組合の指導に對して、異なつた二つの取扱ひが行われるということは、われ／＼は理解に苦しむものであります。これはおそらく水産当局が、関係方面を十分納得理解せしむるに足るような御説明において、あるいはその熱意において、足らざるどころがあつたのではないかとわれ／＼は考へるものであります。御当局の御見解を承りたいのであります。

○松任谷委員長 各地の組合の設立運営状況から申しまして、協同組合の運営の面におきまして、全国的な連合会の必要性といふことはお話の通りであります。具体的にわれ／＼もこれを法的に認めないというやうな態度をとり得ないと思つたのでございす。すなわち漁業協同組合法が施行されてから一年有余を経過いたしました今日におきまして、すでに単位組合も育成強化され、事業も全国的な規模にまでなつたところのことでございまして、われ／＼といたしましては、できるだけ早くこの連合会が全国的に組織できまして、法上の制限を撤廃いたしまして参りたいと思つておるものでございす。ただししかしながら、お話のやうな点もございまして、われ／＼の努力があるいは足らなかつたとは存じます。が、将来に向ひましては連合会の設立が一日も早くできまうやうに努力して参りたい、かやうに存する次第でございす。

○鈴木委員 御当局のお考えのあらるところはよく承知したのであります。ところが、そこで今後国会案として、いろいろ考へるところがありまゝするもので、この連合会の規模の撤廃の問題について、農業協同組合の連合組織と、水産業協同組合の連合組織とを、このやうな異なつた取扱ひをなさつておる理由について、関係方面と十分御折衝なさつておられ、またいろいろ関係方面から、それが水産業協同組合では認めがたいという理由についても、十分当局としては承知しておられると思つたのでございす。その折衝経過を承りたいと思つたのであります。特に農業協同組合の連合組織と、水産業協同組合の連合組織とを、異なつた取扱ひをなさつておるという、関係方面との折衝の経過を承りたいと思つたのであります。

○松任谷委員長 われ／＼がいろいろと交渉し、折衝いたしました経過につきまして、その詳細にわたつて御説明申し上げるのを遠慮したいと思つたが、ただ原則的な問題といたしまして、農業協同組合と水産業協同組合とを異なつた取扱ひをなさつておるという、関係方面との折衝の経過を承りたいと思つたのであります。○鈴木委員 私どもこの法律の改正にあたりまして、最も重大な問題は、この連合組織の問題であります。諸般の経済情勢は、統制撤廃の結果から、商業資本の漁利への非常な進出という情勢下に置かれておるのであります。これに對処するためには、どうしても連合組織でもつてこれに當らなければならぬ。そういう観点から、今回の改正法律案の最も重要な点と、われ／＼はそれを考へておるのであります。その意味におきまして、速記をとどめまして御当局に詳細折衝経過を説明される義務があると私は考へるものであります。

○鈴木委員 御説明程度では、何らわれ／＼は首肯するに足らない。そこで委員長におかれましては、速記をとめて、詳細折衝の経過を御説明あらうに私は要求いたします。○川村委員 水産業協同組合法が施行されてから一年になりました。今日運営上の欠陥が現れて、改正しなければならぬという趣旨においては、私は大賛成であります。しかしながらこの改正案を出す前に、一応協同組合課長さんなり、その他水産庁の幹部の方にも、私から進言したはずであります。というものは、この水産常任委員会でもすでにその不備を認め、施行されておる水産庁もその責任を認めておるから、改正しなければならぬことは必然である。しかしながら政府案とわれわれ委員の案とが行違ひが生ずるならば、また過去の漁業法のごとく混乱を、改訂を遅れさせようということがないこともないから、この際一日も早く政府案といふものを非公式にでもこの委員会に示すべきでないか。それによつて相談をして、でき上つた案をもつて関係方面に折衝することが、最も妥當ではないかといふことを、進言しておつたのであります。しかるにそのことについては、われ／＼は一回もまだ懇話的に相談を受けずして、今回の改正案が出て来たといふことになりましたので、ここに議論に沸騰しておるやうなことになると思つておるものであります。私もすでに改正をしなければならぬといふことから、二、三箇月前であつたと思ひますが、関係方面の水産の首脳部と会いまして、漁業全般のことについて懇談をしたことがあるのであります。その際、この協同組合法の改正についていろいろ意見を交換いたしましたのであります。内容はたくさんありますので省略いたします。ただ申し上げますと、われ／＼は全国的な連合会が必要だといふことを劈頭に申し上げて、それに対していろいろ内容の説明を申し上げたのであります。その際、大体関係方面の首脳部の意見といたしましては、過去の分水が

惧されておるといふことではありませんが、中央水産業会は、協同組合の全国機関では断じてないであります。政府も十分御承知の通り、漁業協同組合令が施行されておりました当時は、全国漁業組合連合会として、全国の三千の協同組合の中央機関として十分つばに使命を果しておつた。漁村の民主化の点からいっても、あるいは漁民の解放の面からいっても、商業資本等に対して十分防衛の組織に相なつておつたのであります。しかるに戦争に突入いたして参りましてから、いわゆる水産業団体法というものができた。これは協同組合立法ではありません。戦時における行政の末端機構として、政府が戦時立法的につくつた団体法であります。でありますから、これは協同組合的な性格は全然持つていない非協同組合的な団体であります。でありますから、われ／＼が意圖しておりますところの全国連合会は協同組合の全国組織を要望いたしておるのであります。戦時中における行政の末端機構、統制団体としての中水のような団体をわれわれは断じて要求いたしておるものではないのであります。この点を十分徹底せしめるような御折衝が必要であるといふことは考へる。それから先ほどの部長の御説明では、数を引上げることによつて何らかの解決策を見出したといふお考えのようでありました。これは御当局の考え方が根本から間違つておるとわれ／＼は考へる。と申しますのは、経済的な面からいたしまして、あるいは指導の面からいたしまして、今日の協同組合の組織はプロタック的に解決さるべき問題は一つもないのであります。御承知のように

昭和二十五年四月二十日印刷

経済面におきまして、販賣の面あるいは購買の面におきまして、地域的、プロタック的にこれを解決される問題ではないのであります。六大都市等を中心として全国的規模においてのみ初めて協同組合の傘下の漁民の経済の安定、向上が期せられるといふことである。三百を五百、八百に引上げてプロタック的な連合会をつくつても、何らわれ／＼の意圖するような漁民の解放にはならない、そういう考え方から、数でもつて何とか緩和しようといふ考へ方は、根本的に認識不足であります。われ／＼はそういう意味合いからいたしまして、当局の御折衝の経過がきわめて不満足であるという印象を強く受けるのであります。

それからもう一つ申し上げたいことは、全国連合会の問題が下から盛り上るというのを盛んに言われるのであります。あるいは行政当局においても、あるいは客観情勢を洞察されて、来るべき情勢に對処して、沿岸の漁民をいかにして救済するか、いかにして漁民の経済を安定、向上せしめるかという情勢を見きわめて、あらかじめそれに対して手を打つような立法措置を講ずることこそ、これが政治のあり方であり、行政の方向でなければならぬと考へる。そういう意味合いからいって、統制撤廃後の今日の経済情勢は、すでに全国連合会の必要を認めておるのであります。下から盛り上げる機運もすでに胎動しておる、こういう際において、そういうことを法的に認めないで、下から盛り上げる力が出て来ないといふようなことを言うことは當らない。情勢はきわめて成熟しております。

昭和二十五年四月二十一日発行

す。でありますから、国会におきましても、政府においても、新しい情勢の展開、もうすでに熟しておる情勢に對する立法措置が必要であるといふことを、十分理解徹底させることが必要である。この点についても御当局の御折衝の経過はきわめて不満足である。以上の点を指摘いたしました。もう一ぺんそれらの点に就いての御折衝をなさつたかどうかを承りたいのであります。

○曾根説明員 速記をとめていただきまして方がよろしいです。

○石原委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○石原委員長 速記をとめて……

○川村委員 先ほどからいろいろ質疑応答があつたのでありますが、容易に結論に入り得ないような状態でありまして、従つてわれ／＼委員といたしましても、非常な責任を持たなければならぬのであります。この場合、これを慎重審議するために小委員会に移して、十分当局とも懇談あるいは関係方面とも折衝の機会を与えられるように、委員長からおとりはからいを願ひたいと思ひます。

○石原委員長 この場合委員長より簡単な発言のお許しを願ひまして、そうして本案をきめたいと思ひます。水産庁当局が連合会をつくる問題に對しての根本的な考へについて、ただいま長官は次員でありますから、次長以下各関係の方々の熱心な御検討を願ひたいと思ふことがあります。それは一つの連合会をつくるということ、地区的な摩擦をさけて、そして力を結集して、この難関を切り抜けて行くことといふのが根本的な目的であります。しかるに八百を程度とすると、三百を程度とするとかいふようなことにこだわつておれば、それらのものが実現すれば、それとそれとの相対摩擦のため、全国的な力の結集はできないのであります。よつて断じてこれは一つにしなければならぬのであります。その点について意見が違ひなれば、われ／＼委員側と水産庁の側との、真剣な討議をする必要があると思ふのであります。また従来の中水のことには水産庁の今の当局の諸君がとられておる点はないのか。元は全国漁業組合連合会という名称のもとにやつておつたものであります。しかるに戦争がたけなわになつて来て、すべての面から、いわゆる政府の方針によつて総動員法を適用するところの中央水産業会なるものに政府から強制的に改組されたものであります。いわゆる戦争に役立たしめるためにできた中水なのであります。従つて戦争の終つた今日、連合会ができて総動員法が適用されるはずはないのであります。その点をあなた方に十分に認識してもらつて、勇敢に連合軍先方と折衝して、理論闘争をやつてもらわなければならぬと思ふのであります。その点に私は欠くるところがあると信ずるのであります。ゆゑにあくまでその点を勇敢にやつてもらいたいといふことをここに特に要望いたしておきます。

本案につきましては、各委員においても種々修正意見があるようでありまして、この際本案に對する修正意見をまとめ上げるために、これを漁業制度の小委員会の審査に付したいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

衆議院事務局

印刷者 印刷行

○石原委員長 御異議ないと認めましてさよう決します。
本日はこれをもつて散會いたします。
午前零時二十四分散會